

## 再意見書

平成 16 年 12 月 2 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 103-0015  
東京都中央区日本橋箱崎町2-4-1

ソフトバンクBB株式会社

取締役 C T O 筒井 多圭志

メールアドレス：

ttsutsui@softbank.co.jp

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年11月19日付け情審通第1122号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

ソフトバンク BB 株式会社  
取締役 CTO 筒井 多圭志

シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の  
見直しに対する意見

意見

NTT 東西日本申請概要に於ける主なる変更内容の「月額接続料などの見直し」ただし書き  
並びに①、②および③に於いて

光アクセスドロップは事業者がまたがっても再利用すべき。  
再利用された光アクセスドロップ回線数は事業者間で相殺すべき。  
B フレッツと他事業者の FTTH サービスの間における競争公平性を担保すべき。

以 上